

ID: 12

担当部署: 建設水道課

処分の概要	駐車場の使用決定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町定住促進住宅条例 第36条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第34号		
【基準】			
<p>第36条の規定による。 (駐車場使用決定の取消し)</p> <p>第36条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用決定を取り消し、その明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により使用決定を受けたとき。 (2) 使用料を3月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4) 正当な事由によらないで、引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第31条に規定する条件を具備しなくなったとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により駐車場の明渡し請求を受けた使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項の規定により使用決定を取り消して明渡しを請求するときは、あらかじめ当該使用者にその旨を通知しなければならない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日